

答申第 1 号

鎌倉審査第 12 号

平成12年 1 月 5 日

鎌倉市長 竹 内 謙 様

鎌倉市個人情報保護審査会

会 長 若 杉 明

個人情報開示拒否決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成11年5月18日付けで諮問された「平成8年7月25日付け戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」に係る開示拒否決定処分に対する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「平成8年7月25日付け戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」(以下「本件文書」という。)は、開示すべきである。

ただし、本件文書のうち、使者の住所、氏名、印影及び交付請求者との関係の部分については、非開示が妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、鎌倉市長が平成11年3月12日付けで異議申立人にした個人情報開示等拒否決定処分を取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

戸籍謄抄本交付請求書が戸籍法第48条第2項の「届書その他市町村長が受理した書類」に当たらないとしても、このことは、同条項が戸籍謄抄本交付請求書の開示を認めた規定ではないということの意味を止まり、さらに進んで、戸籍謄抄本交付請求書の開示を禁止することまで意味するものではない。

したがって、戸籍謄抄本交付請求書は、鎌倉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第3項第1号(法令の規定により開示することができないとされているとき)には該当せず、これに該当することを理由とする本件処分には理由がない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を非開示とした理由は次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、「平成8年7月25日付け戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」である。

(2) 条例第14条第3項第1号該当性について

戸籍に関する事務は、国の機関委任事務とされており、全国で統一された事務処理が求められるものであるため、その処理に当たっては、戸籍法令により体系的かつ網羅的に規定されている。そのため、戸籍事務に関する文書の開示については戸籍法を根拠法として行われるべきものである。

今回異議申立てのあった本件文書の開示については、届書等の閲覧について定めた戸籍法第48条の条文には明確には規定されていない。しかしながら、昭和63年10月3日付け法務省民2第5341号民事局長回答により「戸籍謄抄本交付請求書は、戸籍法第48条第2項の「届書その他市町村長の受理した書類」に該当しないので、利害関係人から

の請求であっても閲覧等に応じるべきではない。』との先例が示され、以後この先例により戸籍謄抄本交付請求書は非開示とされている。

したがって、戸籍に関する文書の開示については、戸籍法令に明文で規定されているものに限って認められるものであり、また、戸籍事務を指揮監督する法務局に確認したところ、先例のとおり取扱うよう指示を受けており、その指示に反してまで開示することは困難であると考えらる。

以上の理由により本件について非開示処分としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求の適法性について

当審査会は、以下の理由により本件請求は適法であると考えらる。

ア 戸籍に関する事務は国の機関委任事務としてとらえられるが、機関委任事務としての戸籍事務と当該事務の遂行に係りして実施機関が作成又は取得した文書の管理とは区別すべきである。本件文書は、実施機関が戸籍事務の遂行の一環として取得した文書であるが、機関委任事務の対象とされる戸籍についての情報とは異なり、市が管理する文書であり、条例の適用を受ける公文書としてとらえることができる。

イ 本件文書は、異議申立人以外の者が作成した文書であるが、そこには異議申立人の個人情報も含まれている。さらに、実施機関の管理する自己の戸籍についての情報が、どのような理由により、誰に提供されたかを知ることは、異議申立人の正当な利益に属すると考えられ、また、この異議申立人の利益は、条例においても正当に評価されるべきものと考えらる。以上の理由により、本件文書は、条例第14条第1項に規定する「自己の個人情報」に該当するものと考えらる。

(2) 適用除外事項の該当性について

実施機関は、本件文書の非開示の理由として、条例第14条第3項第1号(法令秘情報)該当性を強調するが、当審査会は、実施機関の決定の当否を実質的に判断するため、その他の適用除外事項の該当性についても、必要な限りにおいて審査の対象とする。

ア 条例第14条第3項第1号の該当性について

実施機関は、昭和63年10月3日付け民事局長回答に依拠することにより開示を拒否するが、当該民事局長回答は、法令の解釈・運用に関して市町村等から出された疑義に対し、国の見解を示す一種の行政実例としてみるべきであり、実施機関の開示、非開示の決定に対して必ずしも法的な拘束力を持つものではないと解する。

また、戸籍法第48条第2項の規定は、届書等の閲覧やそこに記載された事項の証明書等の交付等について定めたものであり、本件文書のような届書等以外の文書の公開を一切認めない趣旨を定めたものでは

ないと解する。

イ 条例第14条第3項第5号の該当性について

実施機関は、本件文書の非開示の理由として、戸籍事務が国の機関委任事務であり、これを指揮監督する法務局(国)の指示に反してまで開示した場合、国との基本的な信頼、協力関係を損なうおそれがあるとしているが、本件文書が、国からの「協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得したもの」ととらえることは難しく、また、これを開示することによって、国との協力関係を損なうおそれがあるとは考えられない。

ウ 条例第14条第3項第7号の該当性について

(1)のイに述べたように、実施機関の管理する自己の戸籍情報が、どのような理由により、誰に提供されたかを知ることは、異議申立人の正当な利益に属すると考えられ、また、この異議申立人の利益は、条例においても正当に評価されるべきものとする。そして、本件文書を異議申立人に開示しても、これにより、戸籍事務の実施の目的が失われ、又は公正若しくは円滑な戸籍事務の実施が著しく困難になるとは考えられない。

エ 条例第14条第3項第3号の該当性について

本件文書に係る戸籍謄本の写しの交付請求は、条例第14条第3項第3号の規定する「事業を営む個人」の立場において行われたものである。したがって、交付請求者が有する「競争上の正当な利益」を侵害するかどうか重要な論点となってくるが、交付請求者の業務内容から判断する限り、本件文書を異議申立人に開示したとしても、これにより、この者の「競争上の正当な利益」が損なわれるとは考えられない。

オ 条例第14条第3項第2号の該当性について

本件文書には、使者の住所、氏名、印影及び交付請求者との関係の情報が含まれているが、これらの情報は、個人の情報として非開示とされるべきである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件文書に記載されている情報のうち、使者の住所、氏名、印影及び交付請求者との関係の部分を非開示とした決定は、結論として、妥当であるが、その他の部分を、条例第14条第3項第1号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、その全部を開示すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
11. 5. 18	諮問
5. 27	実施機関に対し「開示等拒否理由説明書」の提出要請
6. 8	実施機関から「開示等拒否理由説明書」を受理
6. 10	異議申立人に「開示等拒否理由説明書」写しの送付及び 「意見書」の提出要請
7. 13	異議申立人から「意見書」を受理 実施機関に「意見書」写しの送付
7. 22	審議 異議申立人から意見の聴取 実施機関から拒否理由説明の聴取
8. 23	審議
9. 29	審議
10. 13	審議
11. 16	審議
12. 7	審議
12. 24	審議
12. 1. 5	答申